

## 有対の自・他動詞の意味制約 (下)

—— 受け身、使役、可能、自発との関わり ——

中 野 琴 代

### 目 次

1. はじめに
2. 日本語の自動詞と他動詞
  - 2-1. 対をなす自動詞と他動詞のつながり
  - 2-2. 語形態 (語尾と活用) による分類: A~J グループ
  - 2-3. グループの特徴
3. 受身表現との関わり
  - 3-1. 直接受身
  - 3-2. 間接受身
  - 3-3. 受身の制約 以上 (上)
4. 使役表現との関わり 以下 (下)
  - 4-1. 使役の成立条件—被使役体について
  - 4-2. 使役の成立条件—使役主体について
  - 4-3. 使役の制約
5. 可能表現および自発表現との関わり
  - 5-1. 可能表現とのつながり
  - 5-2. 自発表現とのつながり
  - 5-3. 可能表現および自発表現の制約
6. 自・他動詞の意味制約
  - 6-1. 有対の自・他動詞の性質
  - 6-2. 有対の自・他動詞の制約—受身、使役、可能・自発と対照して
7. おわりに

### 4. 使役表現との関わり

使役文の構造を示す。

#### □使役文の構造

Xが Yヲ／ニ (Zヲ) V(s)aseru  
 (←Xが<Yが (Zヲ) Verb>コトヲ発生サセル)

X: 使役主体、Y: 被使役体

寺村<sup>5</sup>は、ある者 (Y) の動作・作用を表すにあたって、直接の当事者 (行為者) ではないが行為の発生に重大な関わりを持つ者 (X) を主役に描く表現として、間接受身と使役の二つをあげる。そのう

ち、間接受身では、X は事態発生の責任が無く、一方的に影響を被る立場であるが、対して、使役では「[Y が (Z ニ／ヲ…) V する] 事態を、X が惹き起す、あるいはそれを妨げ得るのに妨げない、あるいはその発生に主観的に責任があると感じている」(文中の記号変更の責は筆者) として、X は使役態における事態発生の責任を負う存在であるとす

る。  
 使役は新たな事態の発生 (X の責任で Y が行為を起こす) を表すので、動的事象とならない一部の動詞<sup>6</sup>は除き、多くの動詞は使役と結びつく。有対の自・他動詞もそれぞれ単独で使役の態を取ることができるが、他動詞と使役はどちらも「対象に働きかける」意味であることから、有対自動詞の使役文 (例 14 b) とその他動詞文 (同 c) とではほぼ同じ事態を表すことがある。特に、語尾に /\_\_su/ や /\_\_seru/ をもつ動詞では、形態的にも意味的にもそれが他動詞なのか使役態なのか、判別が難しいものもある。このような他動詞が使役になると、二重の他動性 (他動の使役) 表現になる (同 d)。

例 14: おりる—おろす (I グループ)

- a. 乗客がバスを／から降りる。(自動詞文)
- b. 運転手が乗客に／を、バスを／から降りさせる。(自動詞の使役文)
- c. 運転手が乗客をバスから降ろす。(他動詞の文)
- d. 犯人が運転手に (命令して) 乗客をバスから降ろさせる。(他動詞の使役文 二重の他動性)

本章では、有対の自・他動詞のつながりにおいて使役がどのように関わるのかを考察する。まず、自動詞の使役文の用例を取り上げ、使役の成立条件を検討する。さらに、その対となる他動詞の文との比較、分析を行い、他動詞と使役の違い、使役の意味の制約を考える。

4-1. 使役の成立条件（1）—被使役体について

最初に、自動詞の使役文であるが内容が成立しない用例（非文 \*）をあげる（a～f）。これらの元の自動詞文（a'～f'）と、その他動詞文（a"～f"）は自然な日本語文として成立する。

例 15：

- a. 彼が計画を変わらせた。（\* Bグループ）
- a'. 計画が変わった。（自動詞文）
- a". 彼が計画を変えた。（他動詞文）
- b. 彼女が捜していた本を見つからせた（\* Cグループ）
- b'. 捜していた本が見つかった。（自動詞文）
- b". 彼女が捜していた本を見つけた（他動詞文）
- c. だれかがマイクを壊れさせた。（\* グループ E）
- c'. マイクが壊れた。（自動詞文）
- c". だれかがマイクを壊した。（他動詞文）
- d. 彼は新製品を売れさせてもうからせた（\* グループ F・B）
- d'. 新製品が売れに売れてもうかった。（自動詞文）
- d". 彼は新製品を売ってもうけた。（他動詞文）
- e. 彼女はスープをさめさせて飲んだ。（\* グループ G）
- e'. スープがさめてから飲んだ。（自動詞文）
- e". 彼女はスープをさまして飲んだ。（他動詞文）
- f. 会社の業績が株価を動かせる。（\* 可能の意味であれば可 グループ G）
- f'. 会社の業績によって株価が動く。（自動詞文）
- f". 会社の業績が株価を動かす。（他動詞文）

以上の非文（\* a～f）では、被使役体がいずれも非情のモノ（計画、本、マイク、新製品、スープ、株価）であり、当然、これらのモノは自主性（意志）と、コトを実現する力を持たない。したがって、被使役体にはコトを図ったり為したりする力が無い。被使役体を有情の「人」に換えると自動詞文、自動詞の使役文、他動詞文の全ての表現が成立する。

例 16：「変わらせる」（例 15 a）、被使役体：「彼（有情）」

- a. 恩師の言葉が彼を変わらせた。（自動詞の使役文）

- b. 恩師の言葉で彼は変わった。（自動詞文）
- c. 恩師の言葉が彼を変えた。（他動詞文）

しかし、被使役体の非情有情かは生命の有無だけで決まるわけではない。以下の例は、被使役体がモノ（非情）であるが使役が成立している。

例 17<sup>7</sup>：

- a. ゼリーを冷蔵庫に入れて固まらせる（自動詞「固まる」の使役）。
- a'. ゼリーを冷蔵庫に入れて固める。（他動詞文）
- a". ゼリーに冷蔵庫に入れて固まらせる。（\*）
- b. 演奏者は低音だけを強く聞こえさせる（自動詞「聞こえる」の使役）。
- b'. 演奏者は低音だけを強く聞かせる。（他動詞文）
- b". 演奏者は低音だけに強く聞こえさせる。（\*）
- c. 猿が（相手の気を引くため）わざと尻尾を見えさせる。（自動詞「見える」の使役）
- c'. 猿がわざと尻尾を見せている。（他動詞文）
- c". 猿がわざと尻尾に見えさせる。（\*）

例 17（a, b, c）の使役文が不自然でないのは、「ゼリー」（a）の冷えると固まる性質や、「低音」（b）または「尻尾」（c）の聴覚や視覚に働きかける存在が自主性をもつもののように知覚され、それぞれ「固まる」「聞こえる」「見える」ことを実現すると認識されるためと思われる。しかし、これらは完全に自主的で実現力を持つと見なされているわけではない。格助詞の選択が制限されるのである。

被使役体と使役動詞をつなぐ格助詞は「を」と「に」であるが、「被使役体+に」は、被使役体の意志を使役主体が許容または放任するという内容に認識されることが多い。上記の被使役体「ゼリー」「低音」「尻尾」は、生き物のように変化すると知覚されることで比喩として使役態を取ることはできる。しかし、その場合でも、扱いはあくまでも被動の客体で、他動詞文（a', b', c'）と同じく格助詞「を」を用いている。被使役体の意志の許容や放任の意味につながる格助詞「に」では非常に不自然に感じられる（a", b", c"）。結局、意志を持たない非情のものは、喩えとして生き物のように表現されることはあっても、有情（有意志）のものとは完

全に同等と見なされることはあり得ないのである。

以上のことから、使役の成立条件として以下のことがあげられる。

□使役の成立条件1：被使役体は、自らの意志（自主性）と、それを実現する力を持つもの（有情）でなければならない。被使役体にこのような力が無い場合、使役の表現は成立しない。ただし、非情のものでもこれと同等と見なせる性質を持つものであれば単純な使役動詞の形態（動詞は使役形だが文構造（格助詞等）は他動詞と同じ）は取れる。

被使役体の自主性と実現力をどう捉えるかについては、表現者の年代（年齢）や個人差、また、表現の意図等も大きく影響していると考えられ、今後に変化する要素であろうと思われる<sup>8</sup>。

#### 4-2. 使役の成立条件（2）—使役主体について

使役主体は事態発生の責任を負う。多くの場合、事態を惹き起す原動となる存在であり、それだけの力（影響力）を持つものでなければならない。この使役主体と被使役体の力の関与度、すなわち、どちらの意志がもう一方の意志にどのぐらい優るかが使役の内容を決定する。

例18：帰る—帰す（グループD）

- a. 午後7時になると、教師が残っている子どもたちを全員、帰らせる。（強制の使役）
- b. 午後7時になると、教師が残っている子どもたちを全員、帰す。（他動詞文）
- c. 教師が、体調が悪いと訴える子どもを／に帰らせてやる。（許容の使役）
- d. 教師が、体調が悪いと訴える子供を帰してやる（他動詞文）
- e. 子どもを／に一人で帰らせたために、事故に遭わせてしまった（放任・責任の使役）
- f. 子どもを一人で帰したために、事故に遭わせてしまった（他動詞文）

使役主体の意向が絶対の場合は強制となって（a）、内容は他動詞文（b）とさほど変わらない。ある程度、被使役体の意向を使役主体が認める場合（許容 c）、または、使役主体が責任を放棄して被使役体の自由にさせる場合（放任 e）、被使役体

の取る格助詞は「を」または「に」どちらも可能である。一方、他動詞文（b, d, f）では「帰る」の動作主「子ども」の意志は表れず、格助詞は常に「(子ども)を」である。「～に」は使役の表現でしか使えない。

このように、使役は使役主体と被使役体という有情の二者の関わりによって内容が決まるが、上位に立つのはあくまでも使役主体であり、被使役体が下位であることは変わらない。

次例の自動詞「動く」の使役「動かせる」は、上述の例15（f）の非情の被使役体「株価」では非文となったが、有情の被使役体に換えると使役が成立する。例（a）は、使役主体「上司」が被使役体「部下」に「部下自身の裁量で自由に動く」ことを認めてやるという許容を表す。

例19：「動かせる」（例15（f））

- a. 上司は部下に／を自分の裁量で自由に動かさせてやる。（自動詞の使役文 許容）
- b. 上司の許可を得て、部下が自分の裁量で自由に動く。（自動詞文）
- c. 上司は部下を自分の裁量で自由に動かす。（他動詞文）

自動詞「動く」の動作主体が有情である時、嫌々であろうと、自分から積極的にであろうと、動作主体が拒否すれば「動く」ことはあり得ないわけで、その行為は本人の「動く」意志がなければ実現しない。使役文(a)の動詞「動かせる—ugok-+aseru」には元の動詞「動く ugok-」の音韻形態が認められ、そこには自律的に動く「部下」の力が十分に感じられる。この使役文（a）と自動詞文（b）では、「自分の裁量で」「自由に」は「部下」自身の「裁量」であり「自由」を表す。しかし、他動詞文（c）の動作主は「上司」ただ一人であり、「部下」はその対象（受影者）という存在でしかない。他動詞文では「自分の裁量」と「自由」は「上司」自身の「裁量」と「自由」であって、「部下」自身の「裁量」「自由」となる使役文や他動詞文とは内容が大きく異なることになる。

以上から、使役の成立条件として、

□使役の成立条件2：使役の登場人物は使役主体（上位者）と被使役体（下位者 動作主体）の二人である。二者の関わりが無ければ使役は成立し

ない。両者の力の関与の程度によって、使役の内容が強制、許容、放任等と変化する。それに対し、他動詞表現では主役は対象に働きかける主体（主格）であり、対象は有生であっても影響を受けるだけの被動の存在である。

#### 4-3. 使役の制約

対となる他動詞を持たない自動詞（無対自動詞）では、自動詞を使役形にすることで他動詞表現が可能となる（例 20 a → b）。しかし、この無対自動詞の使役形は他動詞の代用であって、非情の動作主は自主性と実現力を持つ被使役体とはなれない（d「花」）。

例 20：無対自動詞「行く」「咲く」

- a. 親の言いつけで子どもが使いに行く。（自動詞文）
- b. 親が子どもを使いに行かせる。（使役形による他動表現）。
- c. 花が咲く。（自動詞文）
- d. 花を咲かせる。（使役形による他動表現）

有対自動詞は、動作主体に意志と実現の力があるかどうかによって、使役となれるかどうかが決まる。

例 21：

- a. 教師が学生を自主的に集まらせる。（自動詞「集まる」の使役文、学生の自主性）
- b. 教師が学生を自主的に集める。（他動詞文、教師の自主性）
- c. 牧夫が牛を自主的に集まらせる。（\* 自動詞の使役文）
- d. 牧夫が牛を自主的に集める。（他動詞文、牧夫の自主性）
- e. あの子は、いつも友達をいじめて泣かす／泣かせる。
- f. 彼はうれしくて泣くのため、好きなだけ泣かそう（？）／泣かせよう（○）。

例文 21（a・b）の「学生」（有情）は使役と他動詞の両表現が可能だが、「学生自身の自主性」という条件が付加されると使役表現のみが適切である（a）。それに対して、例（c・d）では「牛」の能力がネックとなって使役表現は適切ではない（c）。

他動詞文（b）（d）の「自主的に」は「（学生や牛を）集める」人の自主性を表す。

被使役体の意志の許容度によって動詞の形態が異なることは、例文（e・f）にも見られる。一方的に「いじめて」泣くように仕向ける場合は「泣かす」と「泣かせる」のどちらを用いても自然だが（e）、「うれしくて」泣きたい人間に「泣く」ことを認めてやる、つまり、被使役体の意志を許容するという条件がつくと、「泣かせる→泣かせよう」のほうは自然だが、「泣かす→泣かそう」は不自然に感じられる（f）<sup>9</sup>。

以上をまとめる。

■使役の制約：使役は、上位の使役主体と下位の被使役体（動作主体）の二者の関わりであり、その関わり方、両者の力の関与度によって内容が決まる。

被使役体は意志と実現力を持つもの（有情、またはそれと同等のもの）でなければならない。被使役体が非情の場合は、動詞が使役の形態を取っていても内容は他動詞に近いものと考えられる。

## 5. 可能表現および自発表現との関わり

最初に可能表現との、次いで自発表現とのつながりを観察、分析し、最後に可能および自発の表現の制約を考察する。

### 5-1. 可能表現とのつながり

可能態の構造を示す。

□可能態の文構造

- ①X（動作主）ニ／ガ Y（対象）ガ  
V（r）areru（他動詞の可能形）
- ②X（動作主）ガ Y（対象）ヲ  
V（r）areru（他動詞の可能形）
- ③X（動作主または可能となる主体）ガ  
V（r）areru（自動詞の可能形）

他動詞が可能態になると、動作主 X は格助詞「に」または「が」を取る。可能表現では、中心となる主役が動作主（主格）から可能のコトへ移り、動作主はコトを受け入れる立場になって格の移動が起こる。通常、X は格助詞「に」を取るが、可能

の内容が動作主の能力に拠る場合、主格「が」のままもある(①)。他動詞の対象 Y は格助詞「が」、または、元他動詞文と同じ「を」を取るが、Y が「を」の場合、動作主 X は主格「が」を取る(②)。

自動詞が可能態になる時は、X の格助詞は主格「が」のままである(③)。自動詞文では、主格の立場に取って代わるものは無く、したがって、格の移動も無い。

現代日本語の可能表現は、その基盤に「有情の動作主の主体性」がなければならない。渋谷(1993)は、「可能文を構成する動詞の問題」として「動作主の主体性：主語名詞が動詞の表す動きに対してどれだけ自律的に関与(支配)しているか」ということと、また、「可能文を構成する命題内容」として動作・行為が「常に話し手が期待する動作、より正確には動作主体が期待している(待ち望んでいる)であろうと話し手が考える動作でなければならない」ことを、可能成立の必要条件としてあげる。この可能成立の必要条件については、他の先行研究でも一致している<sup>10</sup>。

#### 5-1-1. 可能態の成立条件—動作主の意志力と命題

可能成立の必要条件—動作主の意志力と命題—を検証する。

他動詞は、ほとんどの場合、有意志の動作主から対象への働きかけを表し、命題が適切であれば可能態を取ることができる<sup>11</sup>。ここでは有対自動詞の可能態に絞って考察を進める。

例 22：自動詞の可能態

- a. 事故の後、彼はリハビリによって自力で立てるまで回復した。(自動詞「立つ」の可能)
- a'. 生後数週間の赤ん坊が突然、立てた。(？、「立った」ならば可)
- b. 我々は疲れきって、もう一步も進めない。(自動詞「進む」の不可能)
- b'. 開幕に向けての準備がうまく進めない(？)
- c. 先入観がじゃまして、中々、問題の核心に近づけない。(自動詞「近づく」の不可能)
- c'. 夢の実現が近付けない。(＊)
- d. これぐらい広いと、100人程度は入れる。(自動詞「入る」の可能)
- d'. これぐらいせまいと、1人は入れる。(＊)

- e. 彼は自分の判断で動ける。(自動詞「動く」の可能)
- e'. 彼は自分では動こうと思わなくても無意識に動ける。(＊)

例 22 (a～e) の文は、有情の動作主を主格に持ち、かつ(表現者から見て)動作主によって動作・行為の実現が期待されているという可能の条件を満たしており、可能が成立している。それに対し、例文(a'～e')の文は、条件が欠けるか適切でなく、不自然または非文となる。以下、その原因を見る。

例 22

- a': 主格「赤ん坊」には明らかに「立つ」能力が無く、期待もされていない。つまり、可能実現の前提が無いのに「突然、立てる」は不可。
- b', c': 主格に立つ「準備」「夢の実現」は非情の性質で、これらは動作の対象・目的であり、動作主に成り得ない。
- d': 「せまい」という概念は「入る」の可能とは繋がりにくい。「入れない」なら自然)
- e': 「無意識に」という表現は意志性を失わせることになり、可能と結びつかない。

しかし、有情の動作主を主格に、動作の実現への期待という条件がそろっているにもかかわらず、不自然または非文となるものがある。

例 23:

- a. 学生は、前回は試験に受かれなかったが、今回は奮起して試験に受かれた。(＊ 自動詞「受かる」の(不)可能)
- b. 彼は雪山で遭難したが、何とか助かれた。(＊ 自動詞「助かる」の可能)
- c. 私は1年たっても、新しい環境に慣れられない。(＊ 自動詞「慣れる」の不可能)
- d. 同僚は避難訓練で、安全に想定的位置に落ちられた。(？ 自動詞「落ちる」の可能)
- e. 目の前から消えてくれと言われたが、消えられない。(？ 自動詞「消える」の不可能)

以上の非文は、分離型の「～ことができる」に置き換えると成立する。

例 24: ～ことができる。

- a'. 前は試験に受かることができなかつたが、今回は受かることができた。
- b'. 雪山で遭難したが、何とか助かることができた。
- c'. 一年たつても、新しい環境に慣れることができない。
- d'. 避難訓練で、安全に、想定位置に落ちることができた。
- e'. この世から消えてくれと言われたが、消えることはできない。

動詞の可能態（融合型 例 23）では不自然または非文となるものが、分離型（例 24）で可能として成立するのはなぜだろうか。原因として考えられるのは、「受かる」「助かる」「慣れる」「落ちる」「消える」等の動詞は働きかけの力が非常に弱い（ほとんど無い）ということである。これらは、動作主本人が積極的に行動するというよりも、受身的または自然のなりゆきによって「そうなる」ということを表すもので、そのため、動詞と可能が一つになった可能態（融合型）では能動性の欠落または不足、実現力も不十分となるためと思われる。それに対して、分離型「～ことができる」は、元の動詞の意味を一つの独立したコトと認め、そのコトに可能の表現を付加するという二重の構造を取るので、多少、元の動詞の能動性が不十分であっても可能表現として成立することが考えられるのである。

以上のことから、以下のことが確認される。

- 可能の条件 1：可能態（融合型）の可能表現では、動作を実現するのに十分な動作主の意志力と行動力が確立していること、および、可能の内容にふさわしい命題が備わっていなければならない。

#### 5-1-2. 有対自動詞に含意される可能

有対自動詞は、可能態を取らずに、そのままでも可能の意味を表すことがある。

例 25：僕の記憶は 80 分しかもたない。（『博士の愛した数式』（小川洋子）より）

自動詞「（記憶が）もつ」は他動詞「（記憶を）もたせる（保つ）」の結果を表し、例 25 は「記憶を 80 分以上、保つことができない」という他動詞の不可

能表現とつながっている。このように他動詞の結果としての可能（不可能）を表す自動詞は少くない。

例 26：自動詞「集まる」「増える」「切れる」「見つかる」「進む」「割れる」

- a. 努力してもしなくても、金も人もモノも集まる（集まらない）。（＝金も人もモノも集めることができる（できない））
- a'. 全員が協力すれば、全員が集まれる。（＝集まることのできる、自動詞の可能態）
- b. 努力すれば、金も人もモノも集まる。（＝集めることのできる）
- c. 努力しても、金も人もモノ集まらない（＝集めることのできない）。
- d. 政府の少子化対策にもかかわらず、子どもの数が増えない。（＝増やすことができない）
- e. このロープは頑丈で、切ろうと思っても切れない（＝切ることができない）
- f. いくら探してもメガネが見つからなかった。（＝見つけることができなかった）
- g. 長時間、話し合ったが、交渉は進まなかった。（＝進めることができなかった）
- h. プラスチックレンズは割ろうとしても割れなかった。（＝割ることができなかった）

以上の例（a～h、a'を除く）は、主格に立つものが他動詞文の対象（客体）となる非情のモノであること、および、ある動作の実現を目的とする達成の命題を持つことを共通とする<sup>12</sup>。以下、その内容を見る。

例文（a）と（a'）とでは可能の内容が異なる。例（a'）は、有情の主格「全員」に協力する意志があれば自動詞「集まる」ことが可能になるという人の意志だが、例（a）の主格「金と人とモノ」には「集まる」意志はない。この文は、「自然に、金も人もモノも集まる（集まらない）」と見るなら、一見、自発のようにも思える。しかし、例（b）（c）や、対応する他動詞の可能表現と対照すると、やはり、「金や人やモノを集める」存在（人）やその意図があり、これは人為的な力が加わる可能性の表現と見るべきと考える。例（d）（e）はそれぞれ、外からの働きかけ「政府の対応」や「切ろうとする」人

の意志に反して、それを実現することができないという事実、または、その（不）可能が現在に至っている状況を表している。例（f）（g）（h）では自動詞の過去の否定形によって、動作主の期待「メガネを見つけない」「交渉を進めたい」「レンズを割ってみたい」が実現できなかったという現実を表す。これらの文は、動作の実現による事態の変化というよりも、実現後の（または実現していない）結果の状態を表していることも共通している。

□可能の条件2：他動詞の対象（客体）を主格とし目的達成の命題を持つ自動詞文は、実現の可能性や実現の結果を表現する。

## 5-2. 現代日本語の自発表現

□自発の文構造：X が V（自発形）

主格の X は、有生の人も無生のモノもあるが、その意志が動作の実現に関わって発現することはない。有対の自・他動詞では自動詞が自発の形態であるが、全ての自動詞が自発を表すわけではない<sup>13</sup>。

寺村<sup>13</sup>は、自発を「X に、それが V で表される動作・作用を受けた結果であるような変化が起こる。しかし、その動作・作用の主体は意識されず、X が、「ひとりでに」そうなるということを表す」と定義し、一般的に動作・作用の主体は表れないが、感覚、知覚、思考の動詞の自発では「主体が、「Y ニ」の形で文に表れることがある」としている。

### 5-2-1. 自発表現になれない有対自動詞

自発の成立条件を検証する。多くの有対自動詞はふさわしい命題を与えられると自発を表現することができる。

例 27：

- a. いつの間にか、命綱のロープが切れている。  
（自動詞「切れる」自発）
- a'. この程度のロープなら、ちょっと力を入れれば簡単に切れる。（＝切ることができる、可能）
- b. 放っておけば、傷口は自然にふさがるよ。（自動詞「ふさがる」自発）
- b'. 大量の土を投入することで、ようやく穴がふさがった。（＝ふさぐことができた、可能）
- c. 彼の言動からは誠実さが伝わってこない。（自動詞「伝わる」自発）

- c'. 情報ネットワークによって、速く正確に情報が伝わるようになった。（＝伝えることができる、可能）
- d. しばらくして、風雨がおさまった。（自動詞「おさまる」自発）
- d'. 調停役のおかげで、騒動は何とかおさまった。（＝おさめることができた、可能）
- e. 風が吹きこんで、自然にドアが閉まった。（自動詞「閉まる」自発）
- e'. 建てつけが悪く、ドアが閉まらない。（＝閉めることができない、不可能）
- f. 面接が終わり、緊張感がゆるむ。（自動詞「ゆるむ」自発）
- f'. ブレーキを踏むと速度がゆるむ。（＝ゆるめることができる、可能）
- g. ただの風邪は治療しなくても自然に治る。（自動詞「治る」自発）
- g'. この病気は手術すれば治るが、しなければ治らない。（＝治すことができる（できない）、可能）
- h. ボタンが取れそうになっている。（自動詞「取れる」自発）
- h'. この道具を使えば、柿が取れる。（＝取ることができる、可能）

例（a～h）は、主格の名詞（ロープ等）が何らかの影響を受け、その結果として変化が生じているという自発をあらわす。これらは他動詞の可能表現に置き換えることはできない。それに対し、例（a'～h'）は、外からの人為的な力（土やネットワーク等）が作用して成立するもので、他動詞の可能に換えることができる。後者の用例は、完全な自発とまでは言えない、どちらかと言えば、可能の表現に近いものと思われる。以上をまとめる。

□自発の条件1：多くの自動詞は、命題の条件次第で、自発にも可能にもなる。

しかし、自発を誘う条件を付けても、自発になりにくい動詞もある。

例 28：

- a. 子どもは、放っておいても自然に（自ずと）育つよ。（？ 自動詞「育つ」）
- a'. 木は、放っておいても自然に大きくなるよ。

(○)

- b. 失くしたものが、いつの間にか見つかった。  
 (? 自動詞「見つかる」)
- c. 難関の試験を受けたが、何となく受かっていた。( ? 自動詞「受かる」)
- d. 花壇にはたくさんの草花が自ら植わっている。  
 (?自動詞 「植わる」)
- e. 商品が並びさえすれば、自然に売れて、自然に  
 もうかる。( ? 自動詞「売れる」「もうかる」)

例 (a)「子ども」も (a')「木」も、「成長」が自分の積極的意志に拠ることではない点では自発の条件に適合している。しかし、人間の「子ども」と「木」の成長とではその内容がかなり異なる。人間の「子どもが育つ」ためには適切な保護なり労力を必要とし、教育まで含むなら高度な能力や資格もが必要になり、人間の成長は決して自然に発生するものではない。一方の「木」の成長は自然の環境があれば十分に可能で自然の法則に適用のものである。つまり、動詞「(人間の子が) 育つ」はその実現に意志的かつ持続的努力が必要であり、自発の概念「自然に発生する」とは相容れないことが考えられる。

例 (b~e) の「見つかる」「受かる」「植わる」「売れる」「もうかる」の自動詞についても同様のことが考えられる。これらの動作が実現するためには、有情者(人間)の意志的、能動的な相応の手間暇、作業、労力を要する。そのため、これらの動詞は自発表現にはふさわしくないものと見られる。

□自発の条件2：動作の実現に有情の動作主の意志的かつ継続的努力を要する動詞は、自発の表現には適さない。

### 5-2-2. 他動詞の自発表現

自然を主体(主格)とする自然の現象、摂理を表す文では、他動詞も自発を表現することがある。自然の現象はそれ自体が自発であり、自動詞と他動詞の両方とも表現が可能である。

例 29:

- a. 湖面が紅葉した山々を映している (他動詞「映す」)
- a'. 紅葉した山々が湖面に映っている (自動詞「映る」)
- b. 大雨が川の水かさを増し、流れを速める。(他

動詞「増す」「速める」)

- b'. 大雨で川の水かさが増え、流れが速まる。(自動詞「増える」「速まる」)
- c. 太陽の熱が雪を溶かす。(他動詞「溶かす」)
- c'. 太陽の熱で雪が溶ける。(自動詞「溶ける」)
- d. 寒気が南下し、冷たい空気を降ろす。(他動詞「降ろす」)
- d'. 寒気の南下で、冷たい空気が降りてくる。(自動詞「降りる」)

その他にも自然な感情や心理の反応を表す「好き嫌い」の「好く、好む、嫌う、惜しむ、うらやむ、恐れる、妬む、懐かしむ」等の動詞も、他動詞で自発を表すと言えるかもしれない。これらの動詞は無対他動詞でペアとなる自動詞を持たない。

例 30: 彼女は、一緒に生活するうちに、自然に彼のことを好く(嫌う等)ようになった。

### 5-3. 可能表現および自発表現の制約

現代日本語で、可能か自発かを判定する最も分かりやすい基準は意志性の有無である。可能が成立するには、ある動作・行為の実現が期待され、その能力を持つ者、または、それが可能な状態にある者の自主的行動がなければならない。それに対して、自発では変化を起こす動作主が現れず(意識されず)、非情のものを中心(主格)にして、それが自然にある状態となる、またはひとりでにその事態が発生することを表す。つまり、可能は<+意志>で、自発は<-意志>ととらえることができ、動作主の意志関与の有無という点に限れば、可能と自発は相補分布を為しているとも言える。

しかし、可能と自発の重なる部分も見逃してはならない。

可能態は、あることを為す能力を持つ時や、それができる状況にあるが未だ実現していない時、つまり、潜在的な可能の状態を表す時に用いられる(a)。しかし、実現することが確実なコトや、そのコトが既の実現した結果として表現される時は、自動詞を用いることが多い(c)。その場合、動作主はその存在が意識されず、コトが自然に発生したかのように表現され、内容は自発とも可能とも取れる。このようなケースで可能態を使うと、動作主体の能力(を持っていること)を強調するものとなる

ようである (b)。

例 31:

- a. 私にはケーキが／を焼ける。(=焼くことができる、可能)
- b. 私は一人でケーキが／を焼けたよ。(=焼くことができた、能力)
- c. もう少してケーキがやけるよ。ケーキが焼けたら、一緒に食べよう。(自動詞「焼ける」)

日本語では、話者(表現者)の関心が動作主になく、実現する(実現した)結果に向けられる時、自動詞を用いるのが普通である。これは、たとえ動作主が苦勞して実現させたことであっても、それをあたかも自然に起こったことのように表現することで、自分を主張し過ぎず、控え目な丁寧さを示すことにつながる。この性質は日本語の特性のひとつであり、同時に、自発の本質でもある。

## 6. 自・他動詞の制約

一つの事態を表現する時に、自動詞と他動詞のどちらを用いるか、または、受身や使役の態を使うのか、我々は何を根拠として表現を選んでいるのだろうか。

最終章では、まず、有対の自・他動詞の性質を確認する。次いで、それぞれの態の表現-受身、使役、可能・自発-と対照し、有対の他動詞と自動詞の制約をまとめる。

### 6-1. 有対の自動詞と他動詞の性質

本論で取り上げるのは、対をなす自動詞と他動詞の意味制約である。有対の自・他動詞は、同じ一つの事態をそれぞれの形態で表現し分けることができる。例 32 は、「原発反対の署名運動」という一つのコトをそれぞれ他動詞文(a)と自動詞文(b)で表現したものである。

※例(c)と(c')は一つの内容としてつながらない。(c)自動詞文「人々が自主的に集まり、(行進が)始まる」が正しければ、(c')他動詞文「ダレカが人々を集め、(行進を)始める」は正しくなくなり、その逆も同様である。自動詞文と他動詞文の主語がどちらも有情で別々の場合、つながりは無い。

例 32:

- a. 原発に反対するグループが署名を集める。(他動詞「集める」)
- b. 原発反対のグループによって、署名が集まる。(自動詞「集まる」)
- c. 毎週金曜日の夕方になると、原発に反対する人々が自主的に集まってきて、官邸へ向けてのデモ行進が始まる。
- c'. 毎週金曜日の夕方に、ダレカが原発に反対する人々を集め、デモ行進を始める(\*)

事態を認識する視点について。

尾上(1998a)は、表現者が事態を認識し、表すについて「ガ格に立つ語(主語)は全て事態認識の中核項目である」として、「(文を構成する)どの項を事態認識の中核とするか」は「どの項目を主語(ガ格)に立てるか」と一つであり、それは「話し手の任意の選択に任されていない」とする。

尾上の説を基に上記の用例を見る。他動詞文(a)では、主語(主格)に立つのは動作主「原発反対グループ」で、表現者は動作主の立場に立ち、そこから事態(動作主が対象に対してどう影響するか)を把握し、認識する。対して、自動詞文(b)は「署名」が主語であり、表現者は「署名」というコトを核として事態がどう展開するか(集まる、集まらない等)を見ることになる。この場合(自動詞文)、動作主は主語に関わる補佐的役割になり(背景化)、時には現れないこともある。

表現者が事態をどう表現するかはその事態をどのように認識するかに拠る。具体的には、表現者があつる事態に接し、それを意識する時に事態の核をどこと捉えるのか、表現する時の関心はどこにあるのか、表現者にとって重要なのはどこなのか、それによって必然的に表現が決まってくると考えられる。そして、表現者の認識が定まると、視点つまり認識の中核となる主語(主格)が決まり、勝手に他のものと入れ替えることはできない。

次に動詞について見る。

角田(2010)は他動詞原型の意味的な側面を以下のように定義する<sup>14</sup>。

■他動詞の原型:

相手(対象)に及び、かつ、相手に変化を起こす動作を表す動詞※( )内は筆者注

他動詞の表現では、動作の主体（主格）と対象（客体）の二者が存在しなければならない。動作主から対象に対して何らかの影響が及び、他動性の強い動詞は対象に変化を引き起こし、他動性が弱く変化を起こすまではいかないものでも両者の間をつなぎ、関わりを発生させる。影響するのは動作主で、対象は影響されるだけの存在（被動かつ受影）でしなく、この点で使役表現と異なっている。対をなす自動詞の文では、他動詞の対象となるものが主格に位置し、主語が動作主からの影響を受けて「ドウナル」という、影響の結果（変化の状態）を表す。主格に立つのが影響を受ける者（受影者）という点は受身と共通するが、受身と違って自動詞文では動作主は脇役である（または意識されない）。

それぞれの表すアスペクトを見る。他動詞文(a)「署名を集める」の終止形「集める」は現在または未来の動作、その動作を起こすことを意味する（起点）。その後の経過や結果は示さない。他動詞は動作主の意志を帯びることも無いこともある（絶対に集めてみせる」も「何となく集めてしまう」も可能）が、動作主のエネルギーが対象へ向かうという性質によって意志性を帯びることが多い。自動詞文(b)「署名が集まる」の終止形「集まる」は、今または未来にそうなるという動作、または、動作の結果（の状態）を表す。

他動詞の肯定形「集める」は、その結果として自動詞「集まる」（または「集まらない」）へつながる可能性を持つが、他動詞の否定形「集めない」は自動詞「集まらない」「集まる」のどちらの結果にもつながらない。起点の動作「集める」が成り立たなければ、当然、その結果も発生し得ないというわけである。このように、どの時点で認識するのかについても自動詞と他動詞とでは焦点が異なる。

ただし、自動詞と他動詞を明確に二分することはできない。無対、有対に関わりなく、自動詞にも相手格「～に」や移動・通過の地点「～を」を取る、他動詞に近いものがあり、他動詞にも再帰的な用法「心を痛める」や自発表の自然の描写等の自動詞に近づくものがある。形態的にも意味・内容の面からも、有対の自動詞と他動詞ははっきりと境界を分けるものではなく、いわば、連続体を為していると考えられる。

以上の自動詞と他動詞の性質を表1にまとめる。

表1：有対の自動詞と他動詞の性質

	他動詞 … … …	自動詞
登場人物	2項以上	1項
文構造(原型)	主格ガ+客体ヲ+他動詞 ※客体は対象 (被動・受影)	主格ガ+自動詞 ※主格の名詞は非情
行為	動作主が対象に影響を及ぼす 動作の起点(開始)	動作の結果を表す (または変化の状態)
表現者の視点	ダレガ(認識の中核) + ナニヲ ドースル	ナニガ(認識の中核) + ドーナル

### 6-2. 有対の自・他動詞の意味の制約—受身、使役、可能・自発と対照して

受身、使役、可能・自発の例文をあげる。

例33：

- a. 原発反対派によって多くの署名が集められる。  
(直接受身)
- b. 政府は、原発反対派に多くの署名を集められ、対応を迫られる。(間接の受身)
- c. リーダーはボランティアに署名を集めさせる。  
(使役)
- c'. 監督が命令して部員を強制的に集まらせる。  
(強制の使役)
- c". 監督が許可して部員に自由に集まらせる。(許可の使役)
- d. 原発の危険性が知られば、多くの署名を集められる。(=集めることができる、可能)
- e. 人々は原発の危険性を知り、自然に多くの署名が集まった(自発)

それぞれの態表現の登場人物と、それを成立させるものの関わりを見る。

例33：

- a. サレテ「署名」←シテ「原発反対派」
- b. サレテ「政府」←シテ「原発反対派」
- c. 使役の主体「リーダー」→被使役体「ボランティア」
- c'. 使役の主体「監督」→被使役体「部員」
- c". 監督が許可を与える⇔部員が「集まる」許可を求める
- d. 可能のコト「多くの署名(の獲得)」←外因「人々の理解と賛同、運動への期待」

e. 自発の現象「多くの人々が署名に応じる」コト  
←きっかけ「人々の不安、期待」

受身 (a) (b) はシテとサレテの 2 者が関わり、動作の意志、責任、実行はシテにある。サレテは主語 (主格) だが、これは自らの意志によってそうなったのではなく、シテによる行為を受けた結果である。使役 (c) (c') (c'') は使役主体と被使役体の関わりを表す。コトの責任は使役主体にあるが、動作の実行・実現は被使役体の力によるものであり、双方の意志力の関与度によって、その関係は強制、許容、放任と変化する。

受身も使役も、主役は主語 (主格) に立つ者 (受身のサレテ、使役の使役主体) であり、それ以外の者はその下位に位置する。しかし、この下位者 (受身のシテ、使役の被使役体) はコトを実現させる動作主であって、その意志力と実現力は態の成立に不可欠なものである。つまり、これらの下位者は文の構造ではワキ役だが、その存在なくしては態表現が成り立たない、いわば、準主役とも言える存在なのである。主役と準主役の地位が逆転して入れ替わることはないが、内容によって地位の重みが変化する (例 (a) と (b)、(c') と (c''))。そうすると、表現者の事態の認識も変わることになる。受身と使役の表現では、二者の関わりは相対的なもので相互に融通を許容する性質 (可変性) と考えることができる。

可能と自発について見る。

可能の成立は、能力をもつ動作主とコトの実現への期待を必要とする。中心 (主格) は可能の主体である。自発は「そうしようという意志 (意図) は無いのに自然にそうなる」ことを表すが、原因が全く無いわけではない。発生するには何らかの外因や内因があり、それをきっかけとして起こるわけで、そこには発生の原因と結果としての事態発生という関わりが存在する。可能、自発とも、動作の結果に焦点が当たる時は自動詞による表現を取るという共通点を持つ。

尾上 (1998 a・b, 1999) は、ラレル文 (受身、可能・自発、尊敬を表す) について、主語 (ガ格に立つもの) を一つの「場」として「事態を (個体の動作や変化として捉えるのでなく) 全体として発生、生起したものとして語る (= 事態全体の出来と

して語る) という方法を取る」ものと述べている。

以上の態—受身、使役、可能・自発—による表現では、表現者の関心は二者 (二項) の関わりにある。すなわち、どちらか一方の立場に視点を固定して事態を見るのではなく、関わり全体を一つの「場」として捉えるのである。また、関与する者 (項) 同士の関わり方もさまざまな要因によって変化する可能性がある。したがって、態に拠る表現は、全体を見て一つの関係に捉えてまとめるという事態の認識と、同時に、関わりの変化を許容する余裕のあるものと考えられる。

有対の自・他動詞の制約をまとめる。一つのコトを有対の自動詞と他動詞とで表現を分けると、

- (1) 視点の制約：他動詞文は動作主 (主格) を認識の中核とする。その立場に立って、動作主が対象に影響を及ぼすという事態を捉える。自動詞文では、影響を受けるもの (受影者) を認識の中核とする。受影者を中心として事態を認識し、表現する。視点は任意に換えることはできない。
- (2) 関わり方の制約：他動詞は動作主が対象にある影響を及ぼすことを表す。影響 (働きかけ) の程度によって対象に変化を引き起こし、少なくとも動作主と対象との関わりを発生させる。動作主は有情であることが多いが、対象は無情 (被動) で影響を受けるのみである。自動詞は、受影者 (無情) が影響を受けることによって起こる状況を表す。自動詞文では動作主は補助的に関わり、表現されないこともある。
- (3) アスペクトの制約：他動詞 (終止形) は現在または未来に、その動作が起こる (動作を起こす) ことを表す。自動詞 (終止形) は現在または未来にそうなるという動作、または動作の結果を表す。自動詞の多くは、可能態および自発態の結果に焦点を当てた表現ともなる。

## 6. おわりに

言語、特に外国語の学習は、発音や文字、文法、語彙といった形態的な練習から始まる。しかし、言語の本当の運用力は、事態を認識し、その認識をどのように伝えるかを意識する時から習得が始まる。

自動詞と他動詞、および、受身、使役、可能・自発等の態による表現は、それぞれが単独で絶対的な意味領域をもっているのではない。これらは、形態的にも意味的にも重なる領域を持ち、互いにつながっている。他動詞と使役、他動詞の受身と自動詞、可能や自発の結果とつながる自動詞等は、形態と意味の両面で、非常に近いものである。しかし、その一方で、それぞれにはそれぞれの標（特性）があり、上級の言語使用者となるには、その違いを正確に理解し、使いこなす力が必要である。事態を把握し認識する力と、それを正確に表現する力を養うことは重要なコミュニケーション・ストラテジーの獲得につながる。

## 注

5. 寺村秀夫：前掲書 P290 参照
6. 寺村秀夫：前掲書 P291 参照。使役態を取れない動詞として、所動詞「ある、要る、似合う」や可能動詞をあげ、その理由として、使役は事態を起こす動的現象であり、無意志性の、状態を表す動詞は一般に使役態に適さないことをあげる。また、青木（1977）では「くれる、くださる」のような、話者自身が常に行為を向けられる相手（受身の立場）となるものも使役を派生しないとしている。
7. これらの例文は寺村（前掲書）、青木（1977）から引用させていただいた。
8. 定延俊之「SASE と間接性」『日本語のヴォイスと他動性』（1991 くろしお出版）では、主として「スル」動詞について考察している。
9. 「泣かす」と「泣かせる」はどちらも辞書には他動詞としての記載があり、使役形か他動詞かの判別は文脈によると考えられる。  
青木（1977 前掲論文）では、使役かどうかを決めるのは被使役者の実現能力であるとし、動詞が語尾の形態 /-asu,-aseru/ を持ち、それが他動詞か使役形かまぎらわしい場合、「す」型「せる」型に拘らず、使役の意をもつものは使役性他動詞（略称すれば使役動詞）とすべきであるし、従って「す」も使役の接尾語と認めるべきである」とする。
10. 渋谷（1993）、および、寺村（1991）、井上（1976）、井島（1991）等、参照。  
現代日本語の可能は、動作主に「そのことをする能力がある」という内因に拠るものでも、「何事かをすることができる状態にある」という外因が強く働くものにしろ、動作主に「それを実現する」意志があることが成立の土台になる。

11. 寺村（前掲書）では、感情を表す動詞の中でも、「好く、好む、嫌う、惜しむ、うらやむ、恐れる、妬む、懐かしむ」等の動詞は「対象に触発された、自然な心理反応で、敷いて理由を家と言われても言いようがない、といった意味で、主体的とは言えない心の動き」として、可能形が作り難いとしている。
12. 井上（1976）では、動作主が対象に働きかける有対他動詞の文を前提として、その対の自動詞文に「その「動作の達成」という自動詞化形式素の意味から、意味解釈規則で「可能」の意味が与えられる」としている。（『変形文法と日本語（下）』4-5-4）
13. 自発形は、I 類の動詞（五段動詞）ではその語幹に -e(ru) をつけた可能動詞の形で、II 類動詞（一段動詞）、動詞「来る」、および思考や認識の動詞では受身形で表される。ただし、例外として、見ル→見えル、煮ル→煮えル、聞ク→聞こえルとなる。
14. 角田太作（2010）『世界の言語と日本語改訂版言語類型論から見た日本語』第5章より。  
他動（詞）性の定義と説明は先行研究ではほぼ明らかとなっているが、自動詞性については定着した見解は未だに得られていないと思われる。『講座認知言語学のフロンティア2 構文ネットワークと文法』（2011）第3章参照。

## 参考文献

- ・寺村秀夫（1968）“A Synchronic Study of Spontaneous Voice in Japanese”  
『大阪外国語大学学報』18号
- ・寺村秀夫（1991）『日本語のシンタクスと意味 I』（くろしお出版）
- ・松下大三郎（1923~1924）「動詞の自他被使同の研究」（須賀一好・早津恵美子編著『動詞の自他』（ひつじ書房 2001）所収
- ・青木伶子（1977）「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて」『成蹊国文』10（同）
- ・井上和子（1976）『変形文法と日本語（下）』より（同）
- ・野村剛史（1982）「自動・他動・受身動詞について」『日本語・日本文化』11（同）
- ・ヤコブセン（1989）「他動性とプロトタイプ論」『日本語学の新展開』（くろしお出版）（同）
- ・野田尚史（1991）「分布的なヴォイスと語彙的なヴォイスの関係」『日本語のヴォイスと他動性』（くろしお出版）
- ・井島正博（1991）「可能文の多層的分析」『防衛大学校紀要』55
- ・定延俊之（1991）「SASE と間接性」『日本語のヴォイスと他動性』（くろしお出版）所収

- 渋谷勝己（1993）「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33
- 渋谷勝己（1995）「可能動詞とスルコトガデキルー可能の表現一」『日本語類義表現の文法（上）』（くろしお出版）所収
- 尾上圭介（1998 a）「文法を考える 5 出来文（1）」『日本語学』Vol.17-6（明治書院）
- 尾上圭介（1998 b）「文法を考える 6 出来文（2）」『日本語学』Vol.17-9（明治書院）
- 尾上圭介（1999）「文法を考える 7 出来文（3）」『日本語学』Vol.18-1（明治書院）
- 姚艷玲（2008）「〈不可能〉の言語化に関する日中両語の対照研究」『日本語と中国語の可能表現』日中対照言語学会（白帝社）
- 角田太作（2010）『世界の言語と日本語改訂版言語類型論から見た日本語』（くろしお出版）
- 尾谷昌則・二枝美津子（2011）『講座 認知言語学のフロンティア 2 構文ネットワークと文法』（研究社）
- 柳田征司（2011）『日本語の歴史 2 意志・無意志』（武蔵野書院）
- 青木博史編（2011）『日本語文法の歴史と変化』（くろしお出版）
- 川村大（2012）『ラル形述語文の研究』（くろしお出版）
- 姫野昌子監修（2012）『日本語コロケーション辞典』（研究社）